

田原市エンディングノート無償提供取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、田原市広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）に基づき市民の終活支援に役立つよう、エンディングノートの無償提供に関し、必要な事項を定め、もって市民サービスの向上、地域経済の活性化及び経費の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エンディングノート 終活支援に役立つ情報の集約や終活を行うために必要な情報の整理を行う内容が記載されたものをいう。
- (2) 無償提供者 エンディングノートに広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、広告原稿を事前に確認し、及び校正し、その他広告主との調整を行う等、広告掲載に係る一連の事業を行い、市にエンディングノートが無償提供する事業者をいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、エンディングノートに掲載しないものとする。

- (1) 広告要綱第8条第1項に規定するもの
- (2) 田原市広告掲載基準に規定するもの

(エンディングノートの規格、配布及び期間)

第4条 無償提供を受けるエンディングノートの規格、配布場所及び設置期間は、田原市エンディングノート無償提供者募集要項（以下「募集要項」という。）で別に定めるものとする。

(無償提供者の募集方法)

第5条 無償提供者の募集は、市ホームページに掲載して行うものとする。

2 募集期間及び提出書類その他募集に必要な事項は、募集要項に定めるものとする。

(無償提供者の申込み)

第6条 エンディングノートの無償提供を行おうとする者は、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 田原市エンディングノート無償提供申込書（様式第1号）
- (2) 会社案内等（会社の概要がわかるもの）
- (3) 法人登記に係る現在事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）
- (4) 住所を有する市区町村の法人又は個人の市町村民税の滞納のない証明書又は、納税証明書（市外の事業所のみ）
- (5) 事業計画案
- (6) エンディングノート見本（制作実績のない場合は、広告案、事業計画書等の広告掲載に係る書類）
- (7) 誓約書（様式第2号）
- (8) その他市長が必要と認める書類

(無償提供者の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、別に定める無償提供者評価基準に基づき審査し、無償提供者を決定する。

2 市長は、前項の規定により無償提供者の許可・不許可を決定したときは、エンディングノート無償提供許可・不許可通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（協定書の締結）

第8条 市長は、前条第2項の規定により決定した無償提供者とエンディングノートの広告内容及び無償提供の手続きに関して、協定書を締結するものとする。

（制作上の注意事項）

第9条 無償提供者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を与えることのないように十分に配慮しなければならない。

2 無償提供者は、広告について、事前に広告要綱第9条の規定する審査会又は判定会の審査を受けなければならない。

（広告選定の基準）

第10条 無償提供者は、広告選定に当たり、広告主の希望する広告が広告ページ数を超えるときは、田原市民にサービス提供ができる広告主として、次に掲げる順位により広告主を決定する。

(1) 第1順位 エンディングノートに親和性がある市内事業者

(2) 第2順位 エンディングノートに親和性がある近隣市町村事業者

(3) 第3順位 エンディングノートに親和性がある県内事業者

(4) 第4順位 エンディングノートに親和性がある県外事業者

（著作権及び納品物の帰属）

第11条 田原市が提供する行政情報に関する著作権及び知的財産権は、田原市に帰属し、無償提供者が他の媒体へ転載、引用等を行うときは、事前に田原市の許可を得るものとする。

2 無償提供者が制作する終活に関する情報や広告の知的財産権その他の前項の田原市の権利以外の権利は、無償提供者に帰属し、田原市が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、無償提供者の許可を得るものとする。

3 田原市は、エンディングノートの納品を受けることにより、製本されたエンディングノートの所有権を取得する。

（無償提供者の責務）

第12条 無償提供者は、広告に関する苦情その他の問題が発生したときには、全ての責任を負い、直ちに問題の解決に対応するものとする。

2 無償提供者は、広告及び広告主に問題が発生したときには、速やかに市長に通知し、当該エンディングノートを回収し、代替のエンディングノートを提供するものとする。

3 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において代替のエンディングノートを提供するものとする。

4 無償提供者に前3項の規定による損害が生じて、市は責任を負わないものとする。

(エンディングノート配布の中止)

第13条 市長は、市民等にエンディングノートを提供することが適当でないと認めるときは、無償提供者と協議の上、エンディングノートの提供を中止するものとする。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月6日から施行する。